

平成 21 年 8 月 27 日

各 位

西日本シティ銀行

国税の「ダイレクト納付」の取扱い開始について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）では、国税の電子納税の新たな手段として平成 21 年 9 月 1 日（火）より開始される「ダイレクト納付」について、同日より当行預金口座でご利用いただけるようになりますのでお知らせします。

当行は、今後もお客さまの利便性向上のため、各種サービスのご提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 平成 21 年 9 月 1 日（火）
2. ご利用にあたって

預金口座種類	普通預金、当座預金、納税準備預金
サービス提供時間	平日 8:30～21:00
利用申請手続きについて	国税庁所定の「ダイレクト納付利用届出書」を、 <u>納税地等を所轄する税務署へ持参または送付してください。</u> （当行口座での利用開始まで 20 日程度かかります。）

<参考：「ダイレクト納付」について>

国税庁と金融機関のシステムを接続し、納税者が事前に税務署に届出等をしておけば、e-Tax（国税の電子申告・納税システム）を利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して国税を納付することができる新たな納付手段です。従来の納付方法と比べ、利用金融機関でのインターネットバンキング契約が不要で、金融機関の窓口へ出向かずに、e-Tax からダイレクトに国税の納付手続が行えます。

[概要]

利用可能税目	源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税 * 納付情報登録依頼については、上記の税目に関わらず全税目がダイレクト納付利用可能です。
手数料	不要
注意事項	ダイレクト納付利用には、e-Tax 利用開始のための手続が必要となります。
メリット	税務署、金融機関に出向くことなく、自宅、オフィス等から納付が可能。 （源泉所得税の毎月の納付手続きなどに便利です。） 納付手続が簡単（電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了。） インターネットバンキングの契約が不要。 即時または期日を指定しての納付が可能。 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。（納税者本人の納税 用確認番号等を登録しておくことが必要です。）

* 「ダイレクト納付」の詳細は、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 ゆうとく 祐徳 TEL092-476-2561